



＜テレビ放送の指定電界強度＞

市販されている平均的な性能の受信機と標準的なアンテナや同軸ケーブルを備えて受信したときに実用的な受信が可能のためには、視聴者所在地の電界強度はどのくらいなければならないかを電波法で規定しています。すなわち省令の「基幹放送局の開設の根本基準」の第2条により、放送区域は、「基幹放送局所の電界強度（地上10mの高さによる）が1 mV/m以上である区域」と定められています。これが通常「指定電界強度」あるいは「法定電界強度」ともいわれています。

この規定の主旨は、自局のサービスを行おうとする地域における雑音レベルに打ち勝つための受信状況を想定しているのです。

中波放送局やFM放送局では全国の各都市ごとに指定電界強度が告示により定められていますが、テレビ放送の場合は、一律 1 mV/m となっているのが特徴です。

放送局を開設しようとするNHK等の放送事業者は国の免許を得るために「放送局開設の免許申請書」を提出することになります。その書類には「放送区域図」や「放送区域内世帯数表」を作成し、積算する必要があります。そのためには、ここで述べた「指定電界強度」が作業の起点となるものです。

次回以降は、「電界強度の求め方」ならびに「放送区域図」や「放送区域内世帯数」資料の作成に関して記述いたします。